



原告に漁師・ダイバー 三名が第二次提訴

十一月二十七日、原告三名が第二次提訴をしました。横須賀で漁を営む方、ダイバーの方です。

横須賀の海でも気候変動の甚大な影響が出ており、特に西海岸(相模湾側)は、海藻類が生えない「磯焼け」という現象が見られます。漁業を営む方の話では「かつて冬場は海水に手を入れると痛いほど冷たい感覚があったが、今は冬場もそれがない」とのこと。冷たい海で育つわかめは採れなくなり、海藻のない海にはアワビやサザエなどの貝類も生息できず、魚の姿もありません。

横須賀の東海岸(東京湾側)は、磯焼けの被害はそれほどではないにしても、海水温の上昇で海洋生態系に大きな変化が見られるのは同様です。今後、横須賀石炭火力が稼働したら、さらに深刻な被害をもたらすことは明らかです。

原告としてこうした被害を訴えられる方が加わったことは大きな力になります。今回のニュースでは、第二期日を終え、その内容や報告会を含めた様子をご紹介します。



歌川広重「相州三浦秋谷の里」今は温暖化が進む

次の裁判に“参加しよう！”

三浦セミナー／映画上映会

場所：2020年2月1日(土) 14:00 - 16:30

場所：マホロバ・マインズ本館(三浦海岸)

気候変動がサンゴ礁に及ぼす甚大な影響を追った映画「チェイシング・コーラルー消えゆくサンゴ礁」の上映会を行います。また映画の後には、横須賀火力発電所の影響について、裁判の原告になった方たちからお話を聞く、セミナーを行います。ぜひご参加ください。

第三回期日／報告会・勉強会

場所：2020年3月23日(月) 14:00 - 16:30

場所：東京地方裁判所103号法廷

また、この日は裁判終了後に、第二期期日のときと同様、日比谷図書文化館大ホールで勉強会・報告会(15:00~16:30)を行う予定です。詳細はチラシをご覧ください。

サポーター大募集

登録190名を超えました！

サポーター登録者がまた増えました。たくさんのご登録ありがとうございます。次は500人を目指していきたいと思えますので呼びかけをお願いします！

目次

関連イベント.....	1
第二期期日論点	2
第二期期日報告	3
オランダ気候変動訴訟.....	3
COP25・化石賞受賞.....	4
活動報告	4
編集後記	4



裁判の動向：原告は具体的にどのような被害を被るのか

第二回期日の論点：処分性と原告適格

被告(国)の主張

この裁判は、環境影響評価書に対する確定通知を国が発布したことに対し、その取消を求める裁判です。第一回期日で被告(国)は、(1)確定通知は取消訴訟の対象となる処分ではないこと(処分性がない)、(2)原告らには、本件通知の取り消しを求める法律上の利益がないこと(原告適格がない)、(3)訴えが不適法だから却下すべきであること、との答弁書を示しました。

この「処分性」と「原告適格」に対して、原告側からその証拠を示すこととなりました。その主張の主な論点を紹介しましょう。

原告の主張① ～確定通知の処分性について～

訴状では、確定通知が「電気事業法に基づき、工事計画を届け出て工事に着工することができる法的地位」を与えるものだと述べていますが、被告はそのような地位は、事実上の効果にすぎないと反論しています。

これに対して、準備書面では原告として次のように反論しました。第一に、本事業の工事の届出は「確定通知」がなければその権利が発生しないため、確定通知がないと、工事開始も操業もできないこととなります。確定通知は、法令上明確に定められた、明確な法的効果があるものということが出来ます。

第二に、確定通知を受けた評価書が発電所操業の法的基準になることです。

第三に、他に争う手段がないことです。火力発電所建設では、設置許可や操業許可がありません。実効的な権利救済を図るためには、確定通知の段階でこれを争わせる以外に、有効な手段が存在しないのです。

よって、経済産業大臣の確定通知には、「処分性が認められる」と主張しています。

原告の主張② ～原告適格について～

被告は原告適格を否定していますが、原告の具体的な利益とその侵害について、第二回期日では次のとおり説明しています。

(1) 具体的利益とその侵害

第一に、当該発電所からのCO2排出による地球温暖化の進行とその被害です。地球温暖化が進行し、漁業資源が失われるなどして重要な生業手段が失われたり、より激しい雨が降ることによって、土砂災害や水害を受ける可能性があります。その結果、生命を失ったり、身体被害を受けたり、住居を失うなどの重大な財産的被害を受けたり、さらには、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したりするなど、生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などといった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものです。

第二に、発電所から排出されるSOx(硫黄酸化物)、NOx(窒素酸化物)、ばいじんや微小粒子状物質(P M2. 5)などの浮遊粒子状物質(SPM)などの大気汚染物質によって、健康を害したり生命を失ったりするなど、生命身体健康という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものです。

そして第三に、当該発電所から排出される温排水により、漁業資源が失われ、生業手段という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものです。

特に、大気汚染物質や温排水などの海水温の上昇による、横須賀火力発電所稼働に起因する被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺部の一定範囲の地域に居住する住民あるいはその地域で操業する漁業者に限られ、その被害の程度は、居住地または操業する地域が事業地に接近するにつれて増大するものと考えられます。

(2) アセスの手続きにおける配慮地域

48名の原告のうち、25人が予定地から3km圏内に在住、11名が20km圏内に在住しています。

20km圏内というのは、電気事業法、環境影響評価法において大気汚染など(による被害)を評価の対象にしている地域です。

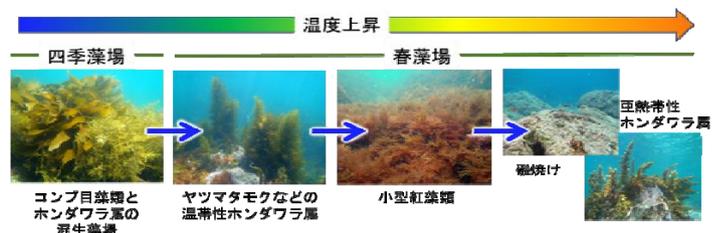
また、神奈川県環境影響評価条例では当該発電所予定地から3km圏内について特別の配慮をしており、地域住民からの公聴会を実施しています。

つまり、この関係地域に居住する者は、典型的に、大気汚染による健康または生活環境にかかる著しい被害および温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれがあると言えます。

(3) 漁業者の生業手段とその重大な利益侵害

地球温暖化は、漁業者の重要な生業手段である、水産資源といった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に奪い、その利益を侵害する結果をもたらします。

特に、海水温上昇に伴う藻場植生の変化について、温帯性の藻場は水温の上昇とともに種目に変化し、さらに水温が上昇すると磯焼けとなることが示唆されています。藻場の衰退は、魚類や貝類の産卵場・索餌場の喪失を意味し、水産資源に重大な影響を及ぼす。その結果、漁業者にとっては、重要な生業手段を失うこととなります。横須賀の漁場でも西海岸側では磯焼けが広範囲で見られ、地球温暖化や当該発電所からの温排水によって、著しい被害を直接的に受ける恐れがあります。





【報告】12月23日第二回期日・報告会/勉強会

傍聴者128名の抽選。満席の傍聴席から見守る裁判

12月23日、前日の雨が嘘のような快晴となりました。午後1時20分、裁判所前に横須賀石炭火力訴訟の傍聴希望者の長い行列ができました。最後尾は128番。全部で98席の大法廷のため、当選確率は4分の3です。傍聴者が多いこともあって、裁判の開始が15分程遅れて開始、小島延夫弁護団長が口頭弁論で、「原告適格」について陳述しました。被告(国)からは発言はなく、全体で20分程度で終了しました。

その後、日比谷図書文化館大ホールで報告会・勉強会を開催。COP25に参加した平田仁子さんによる最近の石炭火力をめぐる国際動向や久保田明人弁護士による裁判の論点について報告がありました。その後は5人の弁護士が壇上にあがり、参加者からの質疑に応じました。対話では、「日本は世界で一番“原告適格”が厳しい国だ」との話や日本の裁判所の判決もひどい判決が多いといった話に、会場からはため息が漏れましたが、市民運動の盛り上げこそ鍵を握ると弁護団から発信されました。

裁判の資料や勉強会の資料は以下のサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。

URL: <https://yokosukaclimatecase.jp>



裁判に参加したサポーターの方たち(上)／傍聴整理券を待つ人の行列(下) 東京地方裁判所前

【レポート】世界の気候変動訴訟／オランダの最高裁判決

オランダ政府を訴えた気候変動訴訟、最高裁でも勝訴！

2012年、オランダの環境保護団体であるアルジェンタ財団(Urgenda Foundation)が国民866人とともに、オランダ政府が定めていた2020年の温室効果ガス排出削減目標が気候変動対策として不十分であるとして、90年比25~40%削減に引き上げるよう求めた裁判があります。

2015年、ハーグ地裁(第一審裁判所)は同団体の主張を認め、政府に対し、同団体らの主張に沿った削減目標の引き上げを命じ、住民側が勝訴しました。判決では、オランダの排出量が他国と比較して小さいという事実は、国が配慮義務の観点から予防的手段をとる義務に影響を及ぼさない。どんな小さな排出であろうとも、大気中のCO2の増加、危険な気候変動に寄与することは確立された知見だ」としています。

オランダ政府は、国内の石炭火力発電所を2030年に廃止することを決定したものの、一審判決後も2012年以降13%削減にとどまっておろ、控訴しています。

しかし2018年の第二審判決でも、裁判所は原審判決を支持しました。

政府は上告し、最高裁判所で審理が続いてました。そして注目されていた判決が2019年12月20日に出され、原告側の勝訴が確定したのです。市民の大勝利です。

この裁判では、被告(国)が、原告適格について「将来世代のための訴訟の適格はない」と主張したのに対し、裁判所は「オランダ国内の現在世代、とりわけ若い世代が、生涯において気候変動の影響を受けることは疑いがない」と、国の主張を退けています。

日本の裁判にもこのような裁量がほしいものです。





COP25：石炭火力問題で2度の“化石賞”受賞

2019年12月にスペインのマドリードで開催された国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）において、日本政府は、「その日の交渉で、最も後ろ向きな行動や発言をした国」に贈られる、不名誉な「本日の化石賞」を2度も受賞しました。化石賞は、世界120カ国の1300団体からなる世界最大の気候NGOネットワークの「気候行動ネットワーク（CAN）」がCOP期間中に授与しているものです。

一度目の受賞は、会議が始まって2日目となる3日、梶山弘志経済産業大臣が閣議後記者会見において、日本の石炭火力発電のフェーズアウトなどを勧告した国連環境計画（UNEP）の新報告書を受けて「石炭火力発電など化石燃料の発電所は選択肢として残していきたい」とコメントしたことが問題とされました。

二度目の受賞は11日、COP閣僚級会合においてスピーチを行った小泉進次郎環境大臣が、国際社会から求められている気候対策の強化、具体的には脱石炭及び温室効果ガス排出削減目標の引き上げの意思を示さなかったことが理由とされました。

COP25の会場付近では、石炭火力を推進する日本政府に対して抗議活動が頻繁に行われ、日本の姿勢がいかに関に世界に逆行するかが浮き彫りとなりました。



化石賞を受賞する日本(上)／日本の石炭推進の対応を批判する環境NGOによる抗議活動(下) COP25

活動報告

2019年12月8日、神戸市の私学会館大ホールにて、神戸石炭訴訟提訴1周年記念シンポジウム「どうする？気候危機への対応 -変わる世界、日本と神戸の課題-」が開催され、100名を超える参加者が集まり大変盛況の中で行われました。日本各地における、脱石炭火力を求める裁判の現状について共有するとともに、気候危機が迫る中で、今後、日本においてどのように脱石炭・脱炭素を進めてゆくかについて考えようという趣旨でプログラムが組まれ、記念宣言「石炭火力発電所のない持続可能な社会を目指す仙台・横須賀・神戸からの市民宣言」を採択しました。横須賀の裁判に関しては、鈴木陸郎原告団長と小島延夫弁護士が発表しました。



12/8 シンポジウムのパネルディスカッションの様子。仙台、神戸、横須賀の原告・弁護士が登壇

アンケート協力お願い

横須賀石炭火力訴訟の原告や傍聴人の方を対象としたアンケート調査を京都大学大学院生の一原雅子さんが実施して、当原告団としても協力しています。第二回期日に参加された方に配布していますが、当日回答を提出されていない方はぜひご返信くださるか、以下のQRコードからご回答ください。(1/10締切)

原告の方向け



傍聴人の方向け



編集後記

COP25開催期間中は連日その様子が報道で伝えられ、石炭火力に対する日本の姿勢が批判されました。

この裁判も、こうした背景で大きな注目を集めはじめています。もっと大きな盛り上がりを全世代でつくりたいものです。(もい)